

令和8年度市民税・県民税・森林環境税変更・決定通知書を郵送したところ、住所又は居所不明の分が返送されたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)第18条の規定により、公示送達する。

なお、令和8年度市民税・県民税・森林環境税変更・決定通知書は、飯塚市行政経営部税務課にて保管しているので、申し出があれば交付する。

令和8年9月11日

飯塚市長 武 井 政 一

- | | |
|-----------|--|
| 1 送 達 書 類 | 令和8年度市民税・県民税・森林環境税変更・決定通知書 |
| 2 送 達 者 名 | 別紙のとおり(2件) |
| 3 公示送達理由 | 住所、居所不明 |
| 4 注 意 事 項 | 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなす。 |

